



Title	北海道大学法学会記事
Citation	北大法学論集 = The Hokkaido Law Review, 67(1): 145-147
Issue Date	2016-05-26
Doc URL	<a href="http://hdl.handle.net/2115/61952">http://hdl.handle.net/2115/61952</a>
Type	bulletin (other)
Additional Information	There are other files related to this item in HUSCAP. Check the above URL.
File Information	lawreview_vol67no1_09.pdf



[Instructions for use](#)

## 北海道大学法学会記事

○二〇一五年二月一七日（木）午後四時より

「行政研究における法学と政治学の対話可能性について」

報告者 村上裕一  
出席者 五〇名

一 はじめに

報告者が専攻する行政学は、法学とも多くの接点を有する。

法学・政治学の両方からアプローチされる行政研究のテーマには、行政裁量や行政指導、行政組織、政策法務、司法行政といったものがある。本報告では、その全てを網羅的に論じることはできないが、報告者のこれまでの取り組みを紹介することにより、行政研究における法学と政治学の「共通の話題」探しを試みた。

### 二 報告の概要

#### ① ルールの「闘争」

船舶の安全や環境に関する国際規制では、政府間組織・国際海事機関（IMO）が策定する、法的拘束力のある「基準」と、非政府組織・国際標準化機構（ISO）が策定する「規格」とが併存しており、近年の動きは注目に値する。

ルール策定に要する時間の違い（IMOは三〜一〇年、ISOは一〜三年）によるところも大きい。IMOからISOに規格策定が要請されたり、既存のISO規格が国際条約で引用されたり、ISOにおいてIMOとリンクした規格作成が重視されたり、また、EUへ輸入される航海設備が域内強制基準に合致することが要求されたりして、ISO規格が実質的に法的拘束力を有するようになっていく。海事クラスターにおいて、国際標準化戦略上、この基準・規格は「使い方次第」だとの認識がかなり共有されている。

こうして「ハード・ロー」と「ソフト・ロー」とが相対化する中で、今以上に国際標準化が進むと、適用関係をあえて曖昧にすることで顕在化していないルール間の抵触・競合が今後激化し、調整が必要になってくる。これは、各国法令や民間規制等も含む様々なルールとの関係をどう整理するか、また、グロ

バル・ガバナンスにおける国際規制の決定権力の所在をどう捉えるかといった新たな論点を提起している。

## ② 組織の「設計」

行政組織の独立性については、特に近年、政策論議の公開や行政の信頼回復を目的として、財政と金融、原子力の利用・推進と規制のように、政策決定（権限）をいかに分離するかという文脈で争点化している。

行政組織の独立性が(1)財政的資源、(2)法的権限、(3)人的資源・組織、(4)情報といった行政資源に関する、(A)政治（党派性等）、(B)活動の相手方、(C)政府他部局に対する非依存性」だとすると、それは行政（規制）の実効性や信頼に繋がり得る一方、民主的正統性、事後的な責任追及、専門技術性の調達、政策の一貫性・総合性・効率性の保持等の必要性との両立が問題となる。そのため実際には、組織間の適切な距離感やバランス・関係性をいかに築くかが重要になる。そうして、独立性に込められた趣旨・目的に応じて組織設計を工夫することになるだろう。また、独立な行政組織が生まれる政治的条件とは何かと言えば、国会等が自らの作為・不作為責任を回避するために自らの手が及ばないところに行政組織を置く、というのが合理的選択になる場合がある。さらに、一般論として、組織設計の理念が達せられた

かどうかは、組織運用の実態から検証されなければなるまい。

## ③ 官僚の「生態」

行政学は、プログラムに忠実な執行と現場に適応的な執行とのバランスをとるべき政策実施において常に残らざるを得ない行政裁量を統制するため、準則の定立と公開の重要性を論じてきた。それは行政指導のあり方とともに、長年、執行研究の対象となってきた。

本報告では、国会が制定した法制度の下での権限行使（裁量）と、それを超えて、行政活動の際により広い文脈に働き掛け、法制度や政策そのものをどう変えていくか（「自律性」とを区別し、両者を併せて行政活動の「自在幅」と捉える枠組みを立てて、電気用品安全・障害規制を分析した。

「規制空間」では、規制の国際調和、規制対象技術の多様化・詳細化、専門性の高度化、それに伴う技術基準を巡る利害対立の顕在化、規制能力の分散が進んだ。そうして行政（規制機関）が「裁量」を奪われていった一方、調整の場やプロセスの管理、法令システム・インフラ（例：傘法）の整備、規制実施手段の制度・仕組みの選択に係る「自律性」が却って際立っていった。これは、規制空間の構造が変容する中で官僚が採った「自在幅」確保・拡大戦略であったと言える。

### 三 質疑応答ほか

本報告後、出席者から各ご専門の立場からコメントをお寄せいただき、報告者にとって大きな励みになった。

例えば、実定法学との接点として、本報告では法制度としての政策デザイン手法や、国内外で見られる諸ルール間「闘争」を想定していたが、歴史の観点も含む、司法行政研究も有意義だと感じられた。行政組織が設計通りに機能するかについては、その運用状況を分析した上で、他との間で保つべき距離感や緊張感を考えることが現実的と思われる。官僚の「自律性」への責任をどう問うべきかについては、官僚（公務員）の主観面（倫理観や使命感）によらざるを得ない部分が一定程度残るのであり、それに堪え得る人材育成が求められているのではないかと考えられる。

本報告では、行政研究における法学と政治学の接点の極めて限られたところにしか光を当てることができなかったが、少なくとも報告者においては、法学と政治学の対話可能領域の広がりを知ることができた。本報告が今後の対話に向けた一つのきっかけになったとすれば、当初の目標は達せられたことになるだろう。本会関係者の皆様には心より御礼申し上げます。